

令和8年度 ふじさんネットワーク総会資料

令和8年6月6日(土)



資料目次

第 1 号議案	令和 7 年度ふじさんネットワーク事業報告	P1
第 2 号議案	令和 7 年度ふじさんネットワーク収支決算	P11
第 3 号議案	令和 7 年度富士山寄付記念品事業（特別事業）事業報告	P13
第 4 号議案	令和 7 年度富士山寄付記念品事業（特別事業）収支決算	P14
第 5 号議案	令和 8 年度ふじさんネットワーク事業計画（案）	P16
第 6 号議案	令和 8 年度ふじさんネットワーク収支予算（案）	P17
第 7 号議案	令和 8 年度富士山寄付記念品事業（特別事業）事業計画（案） . . .	P18
第 8 号議案	令和 8 年度富士山寄付記念品事業（特別事業）収支予算（案） . . .	P18
会則		20

参考資料

富士山環境保全展開活動費補助金交付要綱（案）

【第1号議案】

令和7年度ふじさんネットワーク事業報告

1 会議の開催

(1) 総会の開催

ア 日 時 令和7年6月21日 午前9時30分から10時50分

イ 場 所 プラサヴェルデ401会議室

ウ 内 容 令和6年度事業報告・収支決算、役員改選、令和7年度事業計画・収支予算等を議案として提出し、全て議決された。

(2) 幹事会の開催

ア 第1回幹事会 ※書面会議（令和7年6月13日議決）

(ア) 内 容 令和7年度幹事会における議案の修正について（令和7年度収支予算の変更）

イ 第2回幹事会

(ア) 日 時 令和8年3月14日 午前10時から11時30分

(イ) 場 所 プラサヴェルデ407会議室

(ウ) 内 容 令和7年度事業報告・収支決算、令和8年度事業計画案・収支予算案 等

2 情報発信事業

(1) 情報誌制作

ア 一般向けの情報誌（ふじさんネットワーク）

会員へのインタビュー記事や、ネットワークの活動記録など、富士山の環境保全に関する幅広い情報を掲載した。
年2回（10月、3月）、各3,500部発行した。

イ 会員向けの情報誌（ふじさんネットワーク通信）

イベント情報等の最新情報等を掲載した。

A4判・2P、会員人数分発行した（7回発行）。



(2) ホームページの運営

静岡県内外の多くの方に富士山の環境保全意識を高めるため、ホームページを運営し、イベントや会員の情報発信等、富士山に関する多くの情報を発信した。また、会員等に対して定期的に情報を発信するため、メールマガジンを配信した（7回配信）。

(3) SNSの運用

ア 「ふじさんネットワーク正会員」の紹介動画の作成及びYouTube発信

ふじさんネットワーク正会員の活動を広く周知することで、新型コロナウイルスの影響で縮小した富士山に関する自然環境保全活動の気運を高め、関係団体の活動の活性化を図る。（動画シリーズ名：富士山のまもりびと）

令和7年度はふじさんネットワークの活動のうち富士山からの挑戦状を紹介した。

※ふじのくにメディアチャンネルで
配信中（静岡県公式チャンネル）

YouTube の
二次元コード→



イ X（エックス）による情報発信

ふじさんネットワーク事業の広報のため、公式 SNS で情報発信した。

項 目	内 容
開設日	・ 令和 5 年 7 月開設
フォロワー インプレッション	・ 102 フォロワー（R6:99 フォロワー） ・ 10,706 回（R 7 年度投稿分）
ポスト数	・ 39 ポスト（R 7 年度投稿分）
発信内容	・ ネットワーク通信 ・ 各種イベントの募集 ・ 活動成果 等

ア
カ
ウ
ント



二
次
元
コ
ー
ド



3 マナー啓発事業

(1) 富士山エコレンジャー事業

富士山憲章の周知及び定着、並びに富士山の豊かな自然環境の保全及び継承を図るため、エコレンジャーが来訪者に対する情報提供やマナー啓発等に取り組んだ。

富士山エコレンジャーを補佐する「富士山エコサポーター」は、所定の研修を受講しつつ、エコレンジャーとともに来訪者のマナー啓発や安全指導に取り組んだ。

ア 環境パトロール活動実績

登録者数：エコレンジャー13 人、エコサポーター17 人、計 30 人

年度	4～6 月	7 月	8 月	9 月	10～3 月	計
R 7	延べ 19 日	延べ 14 日	延べ 10 日	延べ 5 日	延べ 47 日	延べ 95 日

イ 合同活動

環境パトロール以外にエコレンジャー連絡会として活動した。

※参加人数はエコレンジャー等の人数を示し、県職員等は含まない。

(ア) 植生保全パトロール（登山実践の研修会と合わせて実施）

平成 25 年度に静岡県が実施した「富士山麓植生保全パトロール業務委託」実施箇所の継続的なモニタリング。下表には、その中でも年間活動計画に記載されて

いる環境パトロールのうち該当するものを記載した。

No	調査日	場 所	内 容	人数
1	11/8	水ヶ塚公園、須山御胎内、幕岩、須山下山一合五勺、須山登山一合五勺、水ヶ塚公園	次の視点により、登山道周辺の植生にダメージがないか、パトロールを実施した。 ・貴重な植物の採取、踏みつけ ・外来植物の侵入等の人為的な影響 ・動物による食害 ・その他自然的な影響等	10 人
2	12/6	水ヶ塚公園、須山口登山歩道 1.5 合、御殿庭下、ガラン沢、旧料金所、水ヶ塚公園		7 人

(イ) Mt. FUJI100 (旧名称 ウルトラトレイルマウントフジ) 意見交換会

開催日	場 所	内 容	参加人数
9/30	山梨県富士吉田市 (富士北麓公園会議室)	2026 年大会に関する運営計画説明。関係者と、トレイルランニング大会が環境に与える影響について議論した。 (リモート参加)	1 人

(ウ) 富士山エコレンジャー・エコサポーター研修会等

No	日程	講 師	場 所	内 容	参加人数
1	6/7	ふじさんネットワーク	西臼塚駐車場	自然環境(外来植物撲滅大作戦Ⅰ)	2 人
2	6/28	静岡県	富士市桑崎	自然環境 (富士山ごみ減量大作戦)	1 人
3	11/15	富士山エコレンジャー	ロゼシアター 第1会議室	活動の基本	17 人
		静岡大学		自然関係②	
		山梨県富士山科学研究所		自然関係①	
		静岡県		自然関係③	
4	1/31	環境省沼津管理官事務所	ロゼシアター 第3会議室	環境省施策	13 人
		富士市西消防署		救命救急	
		県自然保護課		静岡県施策	
5	2/28	静岡県	富士宮市 栗倉	自然環境 (富士山ごみ減量大作戦)	4 人

ウ エコレンジャー連絡会

総会等の開催

(ア) 富士山エコレンジャー連絡会総会（令和7年6月21日）

- a 令和6年度事業報告 環境パトロール、研修会等の実施状況
- b 令和7年度事業計画 環境パトロール、研修会等の実施予定等

c 役員改選

代表幹事、幹事をエコレンジャーの中から選出、承認

- ・代表幹事 富士山の自然を守る会 福原 みさよ 氏（再）
- ・幹事 富士自然観察の会 吉永 耕一 氏（再）
FJエコチーム 鈴木 啓之 氏（再）
富士自然観察の会 齊藤 久美恵 氏（再）
住友林業株式会社 富士山「まなびの森」
沢田 明宏 氏（再）
富士山の自然を守る会 夏目 三男 氏（再）

(イ) 幹事会の開催（令和8年3月14日）

令和7年度事業報告、令和8年度事業計画案、役員改選案等

4 富士山環境学習事業

(1) 環境学習事業

富士山環境保全意識の高揚を図るため、富士山勉強会と自然観察会を次のとおり開催した。

月日	コース名	場 所	人数	講師等
6/21	富士山勉強会	プラサヴェルデ	31人	「富士山の登山規制」 静岡県富士山世界遺産課 「富士山麓の里山保全と活用」 合同会社森のたね井戸代表
8/30	「富士山の恵み 柿田川」 親子で水に親しむ自然観察会	柿田川公園	59人	(公財) 柿田川みどりのトラスト 柿田川自然保護の会
11/15	富士山勉強会 ※再掲（富士山エコレンジャー研修会を兼ねる）	ロゼシアター	32人 うちエコレンジャー連絡会17人	「富士山の植物」 静岡大学 増澤教授 「富士山の地下水と湧水」 山梨県富士山科学研究所山本研究員 「静岡県のシカ対策」 静岡県自然保護課職員

(2) 活動体験事業

県、市、会員団体等と富士山における環境保全活動を実施した。

No	月日	コース名	場 所	人数	指導者等
1	6/7	富士山麓外来植物撲滅大作戦Ⅰ	西臼塚駐車場 (富士宮市栗倉)	38人	(株)環境アセスメントセンター

No	月日	コース名	場 所	人数	指導者等
2	6/22	富士山ごみ減量大作戦前期	富士市桑崎	52 人	県、富士市、 24 時間テレビチャリティー委員会、 (株)三井エンタープライズと共催
3	10/4	富士山麓外来植物撲滅大作戦Ⅱ ※荒天により中止	富士宮口 五合目 (富士宮市栗倉)	-	富士自然観察の会
4	10/18	富士山草原性植生保全活動体験	根原県有地	37 人	NPO 法人富士山自然の森づくり、 常葉大学社会環境学部
5	11/1	富士山ごみ減量大作戦中期	裾野市須山	42 人	県、裾野市、24 時間テレビ チャリティー委員会と共催
6	2/28	富士山ごみ減量大作戦後期	富士宮市栗倉	48 人	県、富士宮市、24 時間テレビチャリ ティー委員会、(株)三井エンタープライ ズと共催

(3) 学習リーフレット作成事業

ア 周知・啓発

子どもたちに富士山への親しみや興味を喚起し、富士山の自然を守り、大切にする心を育てるための電子書籍リーフレット「富士山からの挑戦状」を電子書籍ポータルサイト「Shizuoka ebooks」に掲載中。



イ 「富士山からの挑戦状」を活用した教育機関向け研修講座

令和3年度に実施したアンケート調査結果から、県内の子どもたちの富士山への親しみや興味、富士山を大切にすることを目的とした「富士山学習」の取組をさらに強化していく必要性を認識。

このため、富士山学習に取り組む小学校に対して、「富士山からの挑戦状」の執筆・監修者である、本会 副会長の「NPO 法人ふじ環境研究所 理事長 山田辰美 氏」を講師として派遣し、「富士山学習」の講演を行った。

(7) 講演内容

No	月日	主催	対象	参加者	講演タイトル
1	7/10	静岡市立服織小学校	小学校5年生	150 人	富士山を守るために
2	9/25	裾野市立須山小学校	小学校6年生	18 人	富士山の魅力
3	9/30	島田市立初倉小学校	小学校5年生	58 人	富士山の自然と恵み
4	10/28	富士宮市立黒田小学校	小学校4年生	88 人	富士山の自然

(イ) 講演参加者の声（一部抜粋）

（裾野市立須山小学校 6 年生）

- ・富士山の生き物の何が増えて何が減っているのかの話が面白かった。
- ・富士山の魅力だけでなく、富士山にいる生き物のことも知れてよかった。富士山を毎日見ていたのに、知らないことがたくさんあったけど、それを知れてよかった。
- ・美しい富士山を汚さないように、ごみ拾いをしたり温暖化を防いでいきたい。

（富士宮市立黒田小学校 4 年生）

- ・私は富士山の生き物について調べていたので、先生の話がとても勉強になった。
- ・オオセンチコガネはシカのフンを食べているから、シカが増えればオオセンチコガネも増えることを知った。
- ・今、危険なことは、動物が増えたり自然環境が変わってしまうこと。みんなの生活に関わってくる。改めて、富士山はとても大事な存在だと思った。

5 会員活動支援事業

富士山憲章の周知定着と環境保全活動の更なる推進を図るため、会員の自主的な環境保全活動を富士山環境保全展開活動費補助金及び富士山みがきあげ作戦の実施により支援した。

(1) 富士山環境保全展開活動費補助金（限度額 10 万円）※令和 7 年度新設

ふじさんネットワークの活動の周知並びに活動の参加者及び会員の増加を図り、もって富士山憲章の周知定着を推進するとともに、富士山の環境保全活動を全国的な広がりを持って展開していくため、補助金により支援した。

No	事前計画 受付日	会 員 名	補助額 (単位：円)	補助事業内容
1	9/2	富士山の自然を守る会	58,750	山梨県都留市猿橋周辺の富士山溶岩流の現地見学
2	9/8	一般社団法人小山町観光協会	55,904	お山参りツアー「須走口五合目で御来光祈願、ミステリー散策」
3	12/24	富士山自然誌研究会	63,408	須山登山道自然観察会
4	12/24	富士山世界文化遺産裾野市民協議会	98,410	富士山の日記念講演及び富士山芸術展
5	12/26	柿田川・東富士の地下水を守る連絡会	100,000	東富士湧水涵養の森づくり
合計			376,472	

(2) 富士山みがきあげ作戦の実施

五合目以下の道路等に捨てられたごみについて、地元企業等の自主的な実態調査・清掃活動を促進するため、富士山みがきあげ作戦を支援した。

※8団体14回申込 延べ325人。

No	活動日	実施団体	参加人数
1	4/9	キリンディスティラリー株式会社	11人
2	4/12	認定特定非営利活動法人富士山クラブ	37人
3	4/15	キャノン株式会社富士裾野リサーチパーク	18人
4	4/28	森永乳業株式会社 富士工場	30人
5	5/14	キリンディスティラリー株式会社	19人
6	5/26	株式会社虎屋御殿場工場	54人
7	6/12	共同印刷労働組合	7人
8	9/10	キリンディスティラリー株式会社	18人
9	9/29	株式会社虎屋御殿場工場	29人
10	10/2	UA ゼンセン トリドールグループ労働組合	25人
11	10/8	キリンディスティラリー株式会社	19人
12	12/25	森永乳業株式会社 富士工場	35人
13	3/26	キリンディスティラリー株式会社	19人
14	3/28	公益財団法人富士社会教育センター	4人
計			325人

※清掃活動の参加者に対する傷害保険の提供や清掃活動時の備品（腕章・のぼり旗）の貸出を行った。



キリンディスティラリー株式会社（4月9日）



認定特定非営利活動法人富士山クラブ（4月12日）

(3) 傷害保険事業

富士山地域における会員の森づくり活動、清掃活動、自然観察会等の環境保全活動のうち、申請のあった活動について、一括して傷害保険に加入した。

※延べ加入者4,150人、保険適用0人。

富士山エコレンジャー活動については、個人が特定されていることや活動を頻繁に行っているため、ボランティア活動保険（個人・年間契約）に加入した。

※30人（エコサポーター含む）、保険適用0人。

6 交流会

会員の優れた取組や抱える課題について、会員相互に情報を交換しながら富士山の環境保全活動に取り組んでいく体制を構築するために交流会を開催した。

(1) 開催概要

日 時	令和7年6月21日（土）午前11時から正午
場 所	プラサヴェルデ 402 会議室（静岡県沼津市大手町）
参加者	41 人（正会員、賛助会員）
内 容	参加申込時に、4つのテーマから興味のある内容を選択し、テーマごとにグループ（4～6人）に分かれて情報交換 ①導入 ファシリテーターによる話題提供 ②自己紹介 団体、自身の活動等 ③情報交換 ④まとめの発表 4テーマごと ⑤ふじさんネットワーク会長から講評 （進行：特定非営利活動法人ホールアース自然学校）

(2) テーマごとに出た意見（抜粋）

内容
テーマ1『富士山のごみ問題、登山マナー等』 ・ごみ問題については、基本的に綺麗になっているという印象。 ・登山マナーについては、今年から入山規制が始まってどうなるのかという点と、外国人がキーワード。 ・富士山は他の山と違って、観光の延長線上にあるということが問題を引き起こしているのではないか。
テーマ2-1『富士山に関連した調査・研究活動等』 ・個人での活動には限界があるため、組織立てた調査が必要。 ・集めた研究データをどうやって提供するかが課題。 →相手によってデータの提供方法、内容を変える必要がある。 ・法的な問題についても配慮する必要がある。（ドローンの使用等） ・今後はAI等を使用して、簡単な説明に作り替える等の工夫が必要。
テーマ2-2『富士山に関連した調査・研究活動等』 ・意義：富士山の自然環境を守ることが前提のうえで、正しい富士山の現状を把握していくことが重要。 ・進め方： ・時期、場所等総合的に調査をして、定期的な調査をする。 ・報告書は分野別地域別に残す。 ・行政、研究者の区別無く連携していく。 ・大学等との連携による調査・研究データの生かし方も考える。 ・問題： ・調査自体が正しいかということを精査する必要がある。 ・一般の方にいかに周知できるか。冊子などを出している団体もあるし、SNSや映像化を含めて発信の方法を考える必要がある。

テーマ3『教育活動、富士山に関連したイベント、啓発等』

- ・ といったコンテンツを活用するかがポイント。
- ・ 子どもたちの知識欲を刺激する新しい富士山の見せ方や、臨場感のあるコンテンツを見せると、食い付きがいい。(そういったイベントを開催できるといい)
- ・ 自然環境の話と、防災の話を絡めて啓発していい。
→ 一人一人が、自分事として考えてもらうことが大事。
- ・ 小中学生に現地で学んでいただきたいが、交通手段の確保などがネックになる。導入は企業等に開催を協力いただき、学校に「継続的な学習の場」として認識してもらえるきっかけ作りが必要。

テーマ4『富士山に関連した企業活動、企業と共同して開催する保全活動等』

- ・ ふじさんネットワークに参加している企業は、環境保全について自身のフィールドや、毎年継続している活動があることが多いため、一般論的に「企業は何をしていいかわからないけど、環境保全に協力したい思いはある」というのは、当てはまらないケースが多い。
- ・ (環境保全活動に消極的だと思われる) このネットワークに参加していない企業の自主的な環境保全活動の推進や、保全団体との協力を考えないといけない。
- ・ 今回の交流会の場で、他の団体、企業がどんなことをやっているのかを理解する機会になったことは大変良かった。250を超える団体がいるのだから、お互いがどんな活動をしているかもっと知る機会があるといい。

7 寄付金の受け入れ

マックスバリュ東海株式会社から令和7年度に 752,443 円の寄付をいただいた。

なお、平成15年度より同社から継続して寄付をいただいております、合計の寄付金額は約1,300万円となった。



7月9日知事感謝状贈呈式

8 会員数の推移

会員数の推移				
年月日	正会員	賛助会員	合計（団体・個人）	増加
平成12年 3月31日	124	27	151	-
平成13年 3月31日	135	31	166	15
平成14年 3月31日	138	33	171	5
平成15年 3月31日	186	73	259	88
平成16年 3月31日	209	131	340	81
平成17年 3月31日	228	147	374	34
平成18年 3月31日	224	160	384	10
平成19年 3月31日	231	174	405	21
平成20年 3月31日	234	179	413	8
平成21年 3月31日	233	179	412	-1
平成22年 3月31日	235	185	420	8
平成23年 3月31日	233	205	438	18
平成24年 3月31日	239	223	462	24
平成25年 3月31日	244	229	473	11
平成26年 3月31日	252	239	491	18
平成27年 3月31日	253	241	494	3
平成28年 3月31日	254	241	495	1
平成29年 3月31日	256	246	502	7
平成30年 3月31日	266	269	535	33
平成31年 3月31日	262	282	544	9
令和2年 3月31日	260	291	551	7
令和3年 3月31日	257	301	558	7
令和4年 3月31日	258	309	567	9
令和5年 3月31日	258	310	568	1
令和6年 3月31日	254	311	565	-3
令和7年 3月31日	253	318	571	6
令和8年 3月31日	253	325	578	7

入退会の内訳

	6年度 会員数	7年度 入会数	7年度 退会数	7年度末 会員数
正会員	253	3	3	253
賛助会員	318	10	3	325
計	571	13	6	578

退会の主な理由：会社都合、高齢、その他

【第2号議案】

令和7年度ふじさんネットワーク収支決算

1 収入

- ・収入額増の主な要因は、企業からの寄付金の増。

(単位：円)

No.	区 分	予算額	決算額	差 引	備考
1	負担金	3,150,000	3,150,000	0	静岡県
2	繰越金	3,655,479	3,655,479	0	前年度繰越金
3	繰入金	0	0	0	
4	その他収入	494,521	762,628	268,107	寄付金・預金利息
合 計		7,300,000	7,568,107	268,107	

2 支出

- ・支出額減の主な要因は、契約差金、補助金申請数の減、発送費の減等。

(単位：円)

No.	区 分	予算額	決算額	差 引	備考
1	会議の開催	200,000	147,201	▲ 52,799	
2	情報発信事業	1,750,000	1,291,360	▲ 458,640	
	(1) 情報誌制作	750,000	446,030	▲ 303,970	情報誌のデザイン・印刷
	(2) ホームページ運営	1,000,000	845,330	▲ 154,670	ホームページ運営管理
3	マナー啓発事業	450,000	241,587	▲ 208,413	
	(1) 富士山エコレンジャー事業	300,000	241,587	▲ 58,413	研修会開催費、装備品等
	(2) 啓発物品作成事業	150,000	0	▲ 150,000	
4	富士山環境学習事業	1,230,000	557,681	▲ 672,319	
	(1) 環境学習事業	330,000	70,000	▲ 260,000	勉強会、自然観察会
	(2) 活動体験事業	700,000	353,860	▲ 346,140	外来種駆除、草刈体験
	(3) 学習リーフレット作成事業	200,000	133,821	▲ 66,179	出張講義等
5	会員活動支援事業	1,750,000	507,652	▲ 1,242,348	
	(1) 会員活動補助事業	1,600,000	379,002	▲ 1,220,998	補助金：(10万円×16件)
	(2) 傷害保険事業	150,000	128,650	▲ 21,350	正会員に対する保険
6	交流会	500,000	185,130	▲ 314,870	
7	発送費	900,000	456,250	▲ 443,750	
8	その他事業費	520,000	55,530	▲ 464,470	備品購入費等
合 計		7,300,000	3,442,391	▲ 3,857,609	

収入決算見込額 7,568,107 円－支出決算見込額 3,442,391 円＝4,125,716 円＝翌年度繰越見込額

令和7年度ふじさんネットワーク会計監査報告

令和7年度ふじさんネットワークの会計について、会計書類及び帳簿等を監査した結果、その会計事務処理は適法かつ適正であると認めます。

令和8年5月14日

ふじさんネットワーク監事

アサヒビール株式会社中部支社静岡支店
支店長

香本 創児

マックスバリュ東海株式会社
経営企画本部戦略部広報・IR・社会貢献グループ
マネージャー

安部 伸一

【第3号議案】

令和7年度富士山寄付記念品事業（特別事業）事業報告

- 1 令和7年度収入額等 令和7年度末：427,717 円（令和6年度末：449,899 円）
- ・SAVE Mt.FUJI 203 個（令和6年度末：329 個）
 - ・花シリーズ（5 個セット） 170 個(34 セット)（令和6年度末：350 個(70 セット)）
 - ・雲シリーズ（4 個セット） 736 個(184 セット)（令和6年度末：1,252 個(313 セット)）
 - ・手ぬぐい 156 枚(令和6年度末：211 枚)

2 配布依頼先一覧

No	施 設 名	所 在 地	備考
1	雲海荘	富士山富士宮ルート(六合目)	
2	宝永山荘	同上	
3	菊屋	富士山須走ルート(五合目)	
4	東富士山荘	同上	
5	富士川楽座	富士市	
6	ギフトショップ東海道表富士	同上	
7	富士山観光交流ビューロー	同上	
8	浅間大社境内売店ここずらよ	富士宮市	
9	秩父宮記念公園	御殿場市	
10	国立中央青少年交流の家	同上	
11	富士山樹空の森	同上	
12	道の駅すばしり	小山町	
13	富士山静岡空港内Yショップ	牧之原市	
14	富士山静岡空港免税店	牧之原市	
15	道の駅あさぎり高原	富士宮市	
16	田貫湖ふれあい自然塾	富士宮市	
17	奇石博物館	富士宮市	
18	御胎内温泉健康センター	御殿場市	
19	山梨県立富士山世界遺産センター	山梨県富士河口湖町	
20	静岡県立富士山世界遺産センター	静岡県富士宮市	
21	日本平夢テラス	静岡市清水区	
22	三保松原文化創造センター みほしるべ	静岡市清水区	
23	佐野美術館	三島市	
24	ベルナール・ビュッフェ美術館	駿東郡長泉町	
25	静岡県立美術館	静岡市駿河区	
26	ふじさんミュージアム	山梨県富士吉田市	
27	森の駅「富士山」	裾野市須山字浅木塚地内	

【第4号議案】

令和7年度富士山寄付記念品事業（特別事業）収支決算

1 収入

- ・収入は昨年度と同程度となった。

(単位：円)

区 分	予算額	決算額	差 引	備 考
1 寄付金	424,658	427,717	3,059	ピンバッジ募金
2 繰越金	1,874,358	1,874,358	0	前年度繰越金
3 その他収入	984	3,229	2,245	預金利息
合 計	2,300,000	2,305,304	5,304	

2 支出

- ・寄付記念品の発送費を支出した。

(単位：円)

区 分	予算額	決算額	差 引	備 考
1 記念品作成費	0	0	0	
2 発送費	50,000	8,550	▲ 41,450	
3 予備費	2,250,000	0	▲ 2,250,000	
合 計	2,300,000	8,550	▲ 2,291,450	

(注) 科目間の流用を認める。

収入合計	2,305,304 円
支出合計	8,550 円
翌年度繰越	2,296,754 円



SAVE Mt.FUJI
大きさ:直径26mm
1口 300円以上



花シリーズ (5種)
大きさ:直径66mm (5個セット)
1口 1,000円以上



令和7年度富士山寄付記念品事業（特別事業）会計監査報告

令和7年度富士山寄付記念品事業（特別事業）の会計について、会計書類及び帳簿等を監査した結果、その会計事務処理は適法かつ適正であると認めます。

令和8年5月14日

ふじさんネットワーク監事

アサヒビール株式会社中部支社静岡支店
支店長

香本 創児

マックスバリュ東海株式会社
経営企画本部戦略部広報・IR・社会貢献グループ
マネージャー

安部 伸一

【第5号議案】

令和8年度ふじさんネットワーク事業計画（案）

1 富士山環境保全展開活動費補助金の要綱改正

第5 交付申請の2 提出期限について、事前に計画した正会員の活動を広く対象とするため、次のとおり改正する。

改正前	改正後
活動完了の日から起算して15日を経過した日又は補助金の交付を受けようとする会計年度の <u>3月15日</u> のいずれか早い日まで	事業完了の日から起算して15日を経過した日又は補助金の交付を受けようとする会計年度の <u>3月31日</u> のいずれか早い日まで

2 年間事業計画（案）

区 分	内 容	
1 会議の開催	(1) 総 会	令和8年6月6日（土）
	(2) 幹事会	令和9年3月
2 情報発信事業	(1) 情報誌の発行	ふじさんネットワーク情報誌(年2回) ふじさんネットワーク通信（随時）
	(2) ホームページの運営	ホームページの保守管理（4月1日契約） メールマガジン発行
	(3) SNSの運用	ネットワークの紹介動画(YouTube 動画)の 掲載（認定NPO 法人富士山クラブ） 各種情報提供
3 マナー啓発事業	(1) 富士山エコレンジャー事業	活動、研修及び装備費用
	(2) 啓発物品作成事業	ポスター・チラシ等の啓発物品作成費用
4 富士山環境学習事業	(1) 環境学習事業	①自然観察会（柿田川）1回
		②活動発表会※（総会と同日）1回
		③富士山勉強会（総会と同日）1回
	(2) 活動体験事業	①富士山麓外来植物撲滅大作戦 2回
		②富士山草原性植生保全活動体験 1回
		③ごみ減量大作戦 3回
	(3) 学習リーフレット作成事業	内容の改訂、講演（県内小学校教員を対象）
5 会員活動支援事業	(1) 富士山環境保全展開活動費補助金（16 会員）	
	(2) 富士山みがきあげ作戦等（のぼり旗等の提供）	
	(3) 会員活動傷害保険への加入（年度開始前契約）	
6 交流会	交流会の開催（1回）	令和8年6月6日（土） ※活動発表会を兼ねる

【第6号議案】

令和8年度ふじさんネットワーク収支予算（案）

1 収入

- ・令和8年度の県負担金及び寄付金は令和7年度と同程度を見込む。

（単位：円）

No.	区 分	R 7 年度予算額	R 8 年度予算額	差 引	備考
1	負担金	3, 150, 000	3, 150, 000	0	R 7 年度と同様
2	繰越金	3, 655, 479	4, 125, 716	470, 237	前年度繰越金
3	繰入金	0	0	0	
4	その他収入	494, 521	424, 284	▲70, 237	寄付金・預金利息
	合 計	7, 300, 000	7, 700, 000	400, 000	

2 支出

- ・令和8年度の支出予算額は、令和7年度と同程度を見込む。

（単位：円）

No.	区 分	R 7 年度予算額	R 8 年度予算額	差 引	備考
1	会議の開催	200, 000	200, 000	0	
2	情報発信事業	1, 750, 000	1, 750, 000	0	
	(1) 情報誌制作	750, 000	750, 000	0	情報誌のデザイン・印刷
	(2) ホームページ運営	1, 000, 000	1, 000, 000	0	ホームページ運営管理
3	マナー啓発事業	450, 000	450, 000	0	
	(1) 富士山エコレジャー事業	300, 000	300, 000	0	講習会開催費、装備品等
	(2) 啓発物品作成事業	150, 000	150, 000	0	
4	富士山環境学習事業	1, 230, 000	1, 230, 000	0	
	(1) 環境学習事業	330, 000	330, 000	0	勉強会、自然観察会
	(2) 活動体験事業	700, 000	700, 000	0	外来種駆除、草刈体験
	(3) 学習リーフレット作成事業	200, 000	200, 000	0	出張講義等
5	会員活動支援事業	1, 750, 000	1, 750, 000	0	
	(1) 会員活動補助事業	1, 600, 000	1, 600, 000	0	補助金：(10万円×16件)
	(2) 傷害保険事業	150, 000	150, 000	0	正会員に対する保険
6	交流会	500, 000	500, 000	0	交流会開催費等
7	発送費	900, 000	900, 000	0	郵便、宅配
8	その他事業費	520, 000	920, 000	400, 000	備品購入費等
	合 計	7, 300, 000	7, 700, 000	400, 000	

※科目間の流用は認める。

【第7号議案】

令和8年度富士山寄付記念品事業（特別事業）事業計画（案）

富士山の環境保全への関心を高めるとともに、ふじさんネットワークの活動原資とするため寄付を募り、寄付者への記念品として「富士山ピンバッジ」及び「富士山手ぬぐい」を配布する。

1 配布協力施設との連携強化

配布協力施設における事業趣旨の周知方法や配布方法の改善を図るとともに、引き続き、ピンバッジ及び手ぬぐいについて、配布協力先の新規開拓に努める。

2 ピンバッジ及び手ぬぐいの配布

ホームページ等を利用した県内外への協力の呼び掛けや、各種イベント会場における呼び掛けにより、環境保全活動への寄付金を募るとともに、寄付者に対し富士山憲章の周知を図るとともに、記念品を配布する。

【第8号議案】令和8年度富士山寄付記念品事業（特別事業）収支予算（案）

1 収入

（単位：円）

No	区分	7年度 予算額	8年度 予算額	差 引	備考
1	寄付金	424,658	402,000	▲ 22,658	例年並み
2	繰越金	1,874,358	2,296,754	422,396	前年度繰越金
3	その他収入	984	1,246	262	預金利息等
	合計	2,300,000	2,700,000	400,000	

2 支出

（単位：円）

No	区分	7年度 予算額	8年度 予算額	差 引	備考
1	記念品作成費	0	0	0	
2	発送費	50,000	50,000	0	郵便、宅配
3	予備費	2,250,000	2,650,000	400,000	
	合計	2,300,000	2,700,000	400,000	

（注）科目間の流用を認める

ふじさんネットワーク役員等名簿

令和8年度総会時点

名誉会長	静岡県知事	鈴木 康友
会 長	特定非営利活動法人静岡自然環境研究会 理事長	増澤 武弘
副 会 長	公益財団法人柿田川みどりのトラスト 会長	漆畑 信昭
	特定非営利活動法人ふじ環境研究所 理事長	山田 辰美
	静岡県くらし・環境部環境局 局長	清水 大全
幹 事	株式会社静岡新聞社・静岡放送株式会社東部総局長	内山 元志
	住友林業株式会社富士山「まなびの森」サステナビリティ推進部長	飯塚 優子
	特定非営利活動法人富士市のごみを考える会 事務長	小野 由美子
	特定非営利活動法人ホールアース自然学校 代表理事	山崎 宏
	日本放送協会静岡放送局 局長	二宮 徹
	認定特定非営利活動法人富士山クラブ 静岡事務所長	深澤 寛貴
	富士急行株式会社 代表取締役社長	堀内 光一郎
	富士山エコレンジャー連絡会 代表幹事	福原 みさよ
	富士山本宮浅間大社 宮司	小西 英磨
	富士山をいつまでも美しくする会（御殿場市長）	勝又 正美
	富士自然観察の会 会長	小澤 緑
	森のたね 代表	井戸 直樹
監 事	アサヒビール株式会社中部支社静岡支店 支店長	香本 創児
	マックスバリュ東海株式会社経営企画本部戦略部広報・I R・社会貢献グループ マネージャー	安部 伸一
顧 問	環境省富士箱根伊豆国立公園管理事務所 所長	七目木 修一
	国土交通省富士砂防事務所 所長	岩舘 知哉
	山梨県観光文化・スポーツ部 部長	小泉 嘉透
	林野庁関東森林管理局静岡森林管理署 署長	谷 秀治

任期：令和7年度総会から令和9年度総会まで

ふじさんネットワーク会則

(名称)

第1条 この会は、ふじさんネットワーク(以下「ネットワーク」という。)と称する。

(目的)

第2条 ネットワークは、富士山憲章(平成10年11月18日制定)の周知及び定着を図るとともに、富士山の環境保全運動を全国的な広がりをもって展開していくため、会員が自主的及び連携して活動することにより、富士山を世界に誇れる山として保全し、その恵みを後世に継承していくことに寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 ネットワークは、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 富士山憲章の周知、定着に関すること。
- (2) 富士山の環境保全運動の展開に関すること。
- (3) 会員の相互交流の促進に関すること。
- (4) その他目的達成に必要な事項に関すること。

(会員の種類)

第4条 ネットワークの会員は、次の2種類とする。

- (1) 正会員 国、県、市町村、法人、企業及び団体等であつて、ネットワークの目的に賛同して入会したもの
- (2) 賛助会員 ネットワークの目的に賛同し、協力するために入会した個人等

(入会)

第5条 正会員及び賛助会員として入会しようとするものは、入会申込書(様式第1号)を会長に提出し、会長の承認を受けなければならない。

(退会)

第6条 会員は、退会しようとするときは、その旨を会長に届け出なければならない。

2 会員である法人等が解散したとき又は会員が死亡したときは、退会したものとみなす。

(役員の種別及び選任)

第7条 ネットワークに、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
 - (2) 副会長 若干名
 - (3) 幹事(会長及び副会長を含む) 10人以上20人以内
 - (4) 監事 2人
- 2 役員は、正会員のうちから総会において選任する。
- 3 会長及び副会長は幹事の互選により定める。
- 4 幹事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(役員の職務)

第8条 会長は、ネットワークを代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 3 幹事は、幹事会を構成し、会務を処理する。
- 4 監事は、会計を監査する。

(役員任期)

第9条 役員任期は、2年とする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 役員は、再任されることができる。
- 3 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(名誉会長及び顧問)

第10条 ネットワークに、名誉会長及び顧問を置くことができる。

- 2 名誉会長は、名誉職とし、総会の議決を経て定める。
- 3 顧問は、幹事会の議決を経て会長が委嘱する。
- 4 顧問は、重要な事項に関し会長の諮問に答える。

(会議)

第11条 ネットワークに、次の会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 幹事会

(総会)

第12条 総会は、正会員で構成し、年一回を定例として会長が召集する。ただし、会長が必要と認めたときは臨時総会を開くことができる。

- 2 総会は、この会則に別に定めるもののほか、次の事項を審議、議決する。
 - (1) ネットワークの事業計画、収支予算、事業報告及び収支決算。ただし、総会の議決を受けることができない間は、年度開始前に開催する幹事会の承認による収支予算をもって執行することができる。
 - (2) その他会長が必要と認めた事項
- 3 総会の議長は、その総会において、出席した正会員のうちから選任する。
- 4 総会は、正会員の半数以上が出席(代理出席を含む。以下同じ。)しなければ、開くことはできない。
- 5 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。この場合において、前項の規定の適用については、これを出席したものとみなす。
- 6 総会の議事は、出席正会員の過半数で決し、可否同数のときは議長が決する。

(幹事会)

第13条 幹事会は、会長、副会長、幹事で構成し、会長が召集する。

- 2 幹事会の議長は、会長がこれに当たる。
- 3 幹事会は、この会則に別に定めるもののほか、次の事項を決定する。
 - (1) 総会の議決した事項の執行に関する事項
 - (2) 総会に付議すべき事項
 - (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(事務局)

第 14 条 ネットワークの事務を処理するため、ネットワークに事務局を置く。

2 事務局は、静岡県くらし・環境部環境局自然保護課に置く。

3 事務局に関し必要な事項は、会長が定める。

(事業年度)

第 15 条 ネットワークの事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年の 3 月 31 日をもって終わるものとする。

(解散)

第 16 条 ネットワークは、総会の議決により解散する。

(補足)

第 17 条 この会則に定めるもののほか、ネットワークの運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この会則は、平成 11 年 10 月 23 日から施行する。

2 この会の設立当初の役員は第 7 条第 2 項、第 3 項の規定にかかわらず、別紙役員等名簿の会長、副会長、幹事、監査とし、その任期は第 9 条第 1 項の規定にかかわらず平成 13 年度の総会の日までとする。

3 この会の設立当初の顧問は、第 10 条第 3 項の規定にかかわらず、別紙役員等名簿のとおりとする。

4 この会の設立当初の事業年度は第 15 条の規定にかかわらず、設立の日から平成 12 年 3 月 31 日までとする。

附 則

この会則は、平成 14 年 6 月 15 日から施行し、平成 14 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この会則は、平成 16 年 5 月 29 日から施行し、平成 16 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この会則は、平成 17 年 5 月 28 日から施行し、平成 17 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この会則は、平成 19 年 5 月 19 日から施行し、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この会則は、平成 22 年 5 月 15 日から施行し、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。

富士山憲章

富士山は、その雄大さ、気高さにより、古くから人々に深い感銘を与え、「心のふるさと」として親しまれ、愛されてきた山です。

富士山は、多様な自然の豊かさとともに、原生林をはじめ貴重な動植物の分布など、学術的にも高い価値を持っています。

富士山は、私たちにとって、美しい景観や豊富な地下水などの恵みをもたらしています。この恵みは、特色ある地域社会を形成し、潤いに満ちた文化を育んできました。

しかし、自然に対する過度の利用や社会経済活動などの人々の営みは、富士山の自然環境に様々な影響を及ぼしています。富士山の貴重な自然は、一度壊れると復元することは非常に困難です。

富士山は、自然、景観、歴史・文化のどれひとつをとっても、人間社会を写し出す鏡であり、富士山と人との共生は、私たちの最も重要な課題です。

私たちは、今を生きる人々だけでなく、未来の子供たちのため、その自然環境の保全に取り組んでいきます。

今こそ、私たちは、富士山を愛する多くの人々の思いを結集し、保護と適正な利用のもとに、富士山を国民の財産として、世界に誇る日本のシンボルとして、後世に引き継いでいくことを決意します。

よって、静岡・山梨両県は、ここに富士山憲章を定めます。

- 1 富士山の自然を学び、親しみ、豊かな恵みに感謝しよう。
- 1 富士山の美しい自然を大切にし、豊かな文化を育もう。
- 1 富士山の自然環境への負荷を減らし、人との共生を図ろう。
- 1 富士山の環境保全のために、一人ひとりが積極的に行動しよう。
- 1 富士山の自然、景観、歴史・文化を後世に末長く継承しよう。

平成10年11月18日

静 岡 県
山 梨 県

富士山環境保全展開活動費補助金交付要綱（案）

第1 趣旨

ふじさんネットワーク会長（以下「会長」という。）は、ふじさんネットワーク活動の周知並びに活動の参加者及び会員の増加を図り、もって富士山憲章（以下「憲章」という。）の周知定着を推進するとともに、富士山の環境保全活動を全国的な広がりを持って展開していくことを目的に、ふじさんネットワーク正会員（以下「正会員」という。）が実施する、公募等により正会員等以外の者が参加する活動に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱の定めるところによる。

第2 定義

この要綱において「正会員等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) ふじさんネットワーク会則第4条第1項に規定する正会員
- (2) 前項で規定する正会員に属する者

第3 補助の対象及び補助額

1 対象者

正会員のうち、国及び地方公共団体を除いた者とする。ただし、公立学校は対象とする。

2 対象となる活動

次に掲げる要件の全てに該当する活動とする。

- (1) 憲章の理念に基づいて行われる非営利の活動であること。
- (2) 公募等により、正会員等以外の者が参加する活動であること。
- (3) 次に掲げる項目のいずれかに該当する活動であること。

区分	活動種別		活動内容例
ア	憲章の周知定着に資する活動		講演会、勉強会、自然観察会、環境教育等
イ	富士山の環境保全活動を全国的な広がりを持って展開していくことに資する活動	(7) 環境保全意識の啓発に資する活動	講演会、勉強会、自然観察会、環境教育、マナー学習会等
		(4) 環境保全の推進に資する活動	自然保護活動、自然復元活動、清掃活動、登山道の修復、外来植物対策、動物侵入防止柵設置・補修、登山者へのマナー周知等
		(7) その他、会長が認める活動	—

- (4) 他の補助金等との重複支給を受けていない活動であること。ただし、対象経費が明確に区分されるものはこの限りではない。

3 補助対象経費

次に該当する経費項目とする。なお、該当経費項目においても補助対象外欄に記載の事項については補助対象経費とならないので留意すること。

経費項目	摘要	補助対象外
外部講師等謝金・旅費	講習会講師、指導者、作業補助者等への謝金、交通費、宿泊費	左欄に掲げるもののうち正会員等に対して支払われる経費
輸送・運搬費	参加者送迎バス・車両借上げ料等	
会場費	講演会等の会場借上げ料	
広報費	ちらし、ポスター等作成費等	
啓発費	啓発品等の作成費等	
需用費	消耗品費（1品30千円未満）、印刷費、郵送・宅配費等	消耗品費（1品30千円以上）
役務費	外部作業者による工事以外の作業費	左欄に掲げるもののうち正会員等に対して支払われる経費
使用料及び賃借料	機材のレンタル料	
委託料	設計・調査等の外部委託に係る経費	設計・調査等の正会員等への委託に係

		る経費
原材料費	整備を行う施設・設備の材料の購入費	
その他経費	清掃活動に伴うごみ処分費など、会長が認める経費	正会員の会の運営に要する経費

- 4 補助対象期間
補助金の交付を受けようとする会計年度
- 5 補助額等
1 団体の申請は1会計年度1回限りとし、100千円を上限とする。

第4 事前計画書等の提出

- 1 提出書類 各1部
 - (1) 事前計画書（様式第1号）
 - (2) 収支予算書（様式第2号）
- 2 提出期限
補助金の交付を受けようとする会計年度の4月1日から12月末日まで
補助金の総額は、原則として補助金の交付を受けようとする会計年度のふじさんネットワーク総会において議決された額とし、提出された事前計画書の補助対象経費と100千円のいずれか小さい額の合計がふじさんネットワーク総会において議決された額に達した時点で事前計画書の受付を停止する。
ただし、補助金の交付を受けようとする会計年度のふじさんネットワーク総会開催前に提出された事前計画書については、ふじさんネットワーク会則第12条第2項第1号ただし書きの規定により幹事会で承認を得た額に達した時点で事前計画書の受付を停止する。

第5 交付の申請

- 1 提出書類 各1部
 - (1) 交付申請書（様式第3号）
活動内容がわかるもの（写真等）及び、公募等の内容がわかるもの（チラシ等）を添付すること。
 - (2) 収支決算書（様式第4号）
補助対象経費に充当したことを証明するもの（領収書等）の写しを添付すること。
- 2 提出期限
活動完了の日から起算して15日を経過した日又は補助金の交付を受けようとする会計年度の3月31日のいずれか早い日まで。
ただし、補助金の交付を受けようとする会計年度のふじさんネットワーク総会前に実施した活動については、総会当日から起算して15日を経過した日まで。

第6 交付の決定及び額の確定

- 1 会長は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請に係る補助金の交付が法令及び予算で定めるところに違反しないかどうか、当該申請に係る活動等の目的及び内容が適正であるかどうか等を調査し、交付すべきであると認めたときは、すみやかに補助金の交付の決定及び補助金の額を確定し、通知しなければならない。
- 2 会長は、補助金の交付の申請に係る事項について、適正な交付を行うため必要があるときは所要の修正を加えて補助金の交付決定及び補助金の額の確定をしなければならない。

第7 交付の決定及び額の確定をしないことができる場合

- 会長は、前条の規定にかかわらず、補助金の交付の申請をした者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定及び補助金の額の確定をしないことができる。
- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団
 - (2) 暴力団員等（暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団員でなくな

つた日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)

- (3) 暴力団員等と密接な関係を有する者
- (4) 暴力団員等又は暴力団員等と密接な関係を有する者がその事業活動を支配するもの

第8 交付の条件

次に掲げる事項は、補助金の交付の決定及び補助金の額の確定をする際の条件となるものとする。

- 1 活動は、必要な法的許認可及び、関係者の了解を得たものであること。
- 2 活動への着手（資材の購入又は運搬、契約等を含む。）は、事前計画書の受付日以降に行うこと。
- 3 次に掲げる事象が生じた場合、事前計画書を提出していても補助金を交付しない。
 - ア 天候・災害・その他の事象により活動が中止となった場合
 - イ 公募等により募集した、正会員等以外の者の参加が無かった場合
 - ウ ふじさんネットワーク総会において当年度予算が議決されなかった場合
 - エ 審査の結果が不適切と判断された場合
- 4 活動が予定の期間内に完了しない場合又は活動の遂行が困難となった場合においては、速やかに会長に報告してその指示を受けなければならない。
- 5 活動により取得し、又は効用の増加した財産については、活動の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。
- 6 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならないこと。

第9 請求の手続

- 1 提出書類 各1部
請求書（様式第5号）
- 2 提出期限
補助金交付決定及び補助金額確定通知書を受領した日から起算して10日を経過した日まで

第10 支払

会長は、第6の規定により交付すべき補助金の交付の決定及び補助金の額の確定をした後に、補助金を支払うものとする。

第11 帳簿書類等の調査

会長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助金を交付した正会員に対して報告をさせ、又は関係職員に帳簿書類その他の物件を調査させることができる。

附 則

この要綱は、令和7年度分の補助金から適用する。

会長が不在の場合、本要綱中「会長」とあるのは、「会長職務代理者」と読み替えるものとする。

富士山環境保全展開活動費補助金事前計画書

年 月 日

ふじさんネットワーク会長 様

所在地
正会員名
代表者役職氏名
連絡先

年度において富士山環境保全展開活動を実施したいので、富士山環境保全展開活動費補助金交付要綱第4の規定に基づき事前計画書を提出します。

1 活動予定内容

活動名			
実施日	年 月 日 () ～ 年 月 日 () (日間)		
活動場所			
活動種別 ※いずれかに○	ア 富士山憲章の周知定着に資する活動		
	イ 富士山の環境保全活動を全国的な広がりを持って展開していくことに資する活動	(7) 環境保全意識の啓発に資する活動	
		(4) 環境保全の推進に資する活動	
		(7) その他、会長が認める活動	
活動内容			
参加者数予定人数	人 (うち、ふじさんネットワーク正会員等以外の参加者数 人)		
総活動費	円	補助対象経費	円

(注) 以下の項目についても記載すること。

責任者 職・氏名
作成者 職・氏名

収支予算書

1 収入の部

区分	予算額（円）	摘要
自主財源		
富士山環境保全展開活動費補助金		
その他補助金		（補助金名： ）
その他収入		参加費等
合計		

2 支出の部

経費項目	補助対象外経費 （円）	補助対象経費（円）	摘要
富士山環境保全展開活動費補助金対象外経費			正会員等に対して支払われる経費 正会員の会の運営に要する経費
外部講師等謝金・旅費			講習会講師、指導者、作業補助者等への謝金、交通費、宿泊費
輸送・運搬費			参加者送迎バス・車両借上げ料等
会場費			講演会等の会場借上げ料
広報費			ちらし、ポスター等作成費等
啓発費			啓発品等の作成費等
需用費			消耗品費（1品30千円未満）、印刷費、郵送・宅配費等
役務費			外部業者による工事以外の作業費
使用料及び賃借料			機材のレンタル料
委託料			設計・調査等の外部委託に係る経費
原材料費			整備を行う施設・設備の材料の購入費
その他経費			清掃活動に伴うごみ処分費等
補助対象外経費計			
補助対象経費計			
総活動費			

富士山環境保全展開活動費補助金交付申請書

年 月 日

ふじさんネットワーク会長 様

所在地
正会員名
代表者役職 氏 名
連絡先

年 月 日付けで事前計画書を提出した富士山環境保全展開活動が完了したので、富士山環境保全展開活動費補助金交付要綱第5の規定に基づき、補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

活動名					
実施日	年 月 日 () ~ 年 月 日 () (日間)				
活動場所					
活動種別 ※いずれかに○	ア 富士山憲章の周知定着に資する活動				
	イ 富士山の環境保全活動を全国的な広がりを持って展開していくことに資する活動	(ア) 環境保全意識の啓発に資する活動			
		(イ) 環境保全の推進に資する活動			
		(ウ) その他、会長が認める活動			
活動内容					
参加者数	人 (うち、ふじさんネットワーク正会員等以外の参加者数 人)				
総活動費	円	補助対象経費	円	補助申請額 (上限：100 千円)	円

(注) 活動内容がわかるもの（写真等）及び、公募等の内容がわかるもの（チラシ等）を添付すること。

口座振替先

金融機関名		支店名	
口座種別	普通 ・ 当座	口座番号	
口座名義(カナ)			

(注) 以下の項目についても記載すること。

責任者 職・氏名
作成者 職・氏名

収支決算書

1 収入の部

区分	予算額（円）	摘要
自主財源		
富士山環境保全展開活動費補助金		
その他補助金		（補助金名： ）
その他収入		参加費等
合計		

2 支出の部

経費項目	補助対象外経費 （円）	補助対象経費（円）	摘要
富士山環境保全展開活動費補助金対象外経費			正会員等に対して支払われる経費 正会員の会の運営に要する経費
外部講師等謝金・旅費			講習会講師、指導者、作業補助者等への謝金、交通費、宿泊費
輸送・運搬費			参加者送迎バス借上げ料、車両借上げ料等
会場費			講演会等の会場借上げ料
広報費			ちらし、ポスター等作成費等
啓発費			啓発品等の作成費等
需用費			消耗品費（1品30千円未満）、印刷費、郵送・宅配費等
役務費			外部業者による工事以外の作業費
使用料及び賃借料			機材のレンタル料
委託料			設計・調査等の外部委託に係る経費
原材料費			整備を行う施設・設備の材料の購入費
その他経費			清掃活動に伴うごみ処分費等
補助対象外経費計			
補助対象経費計			
総活動費			

（注）補助対象活動費については補助対象経費に充当したことを証明するもの（領収書等）の写しを添付すること。

様式第5号（用紙 日本産業規格A4縦型）

請求書

金 円

ただし、 年 月 日付け 第 号により補助金交付決定及び補助金額の確定を受けた富士山環境保全
展開活動費補助金を、富士山環境保全展開活動費補助金交付要綱第9の規定に基づき上記のとおり請求します。

年 月 日

ふじさんネットワーク会長 様

所在地
正会員名
代表者役職 氏 名
連絡先

（注）以下の項目についても記載すること。

責任者 職・氏名
作成者 職・氏名